

公示番号：190044

国名：タイ

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：PRTR 制度と市民参加によるエコインダストリアルタウン新規汚染管理モデル構築（PRTR データ活用）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：PRTR データ活用
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年5月中旬から2021年1月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.50M/M、現地 3.73M/M、合計 4.23M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 7日 現地業務期間（渡航8回） 112日 国内整理期間 3日

本業務においては複数回（8回）の渡航により業務を実施することを想定しており、全ての派遣において具体的な業務日程の提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月10日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年4月24日（水）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点       |
| ③語学力              | 16 点      |
| ④その他学位、資格等        | 16 点      |
|                   | (計 100 点) |

類似業務	PRTR 制度の設計及び実施に係る各種業務
対象国／類似地域	タイ国／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

タイ国では 1980 年代初頭から 1990 年代前半にかけて工業化を推進する「東部臨海開発計画」が推し進められ、我が国は国際協力事業団（旧 JICA）を通じた技術協力や、海外経済協力基金（OECF）を通じた円借款（供与額約 1787 億円）を実行した。同国が 1980 年代後半以降達成した毎年 11.0-13.0%の経済成長は東部臨海開発計画による工業化が大きく貢献したとされており、現在においても東部臨海地区は東南アジアを代表する工業地帯である。一方同地区に立地する化学工場の集積地であるラヨン県マプタプットでは次第に悪臭問題が顕在化し、1997 年には原因不明の大気汚染によって工場付近の小学校の児童・教師数十人が入院するという事態が発生した。またバンコク首都圏を中心とした都市化やモータリゼーションの進行により深刻な大気汚染問題が指摘されていた。

これらの問題があり、タイ天然資源・環境省（MONRE）は一般的な大気汚染物質の環境基準を設け、バンコク首都圏を中心にモニタリングを実施していた。しかし、光化学オキシダント等の大気汚染物質を生成する揮発性有機化合物（VOC）の対策が十分でなかったことから、JICA は 2006 年から 2008 年にかけて「環境基準・排出基準設定支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施した。VOC 対策は一定の成果を上げたものの、MONRE 公害規制局（PCD）は国内の化学物質の排出量・移動量を把握できないため、策定した環境基準に基づき化学物質対策を継続的に実施できるような状況になかった。そこで、JICA は「環境汚染物質排出移動量登録制度（PRTR 制度）構築支援プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を 2011 年から 2016 年にかけて実施し、ラヨン県において PRTR 制度のパイロットプロジェクトが実施された。協力の成果として 2014 年、2015 年の PRTR データブックが作成・公開されており、続くフォローアップ協力（2016 年 4 月から 2017 年 12 月）ではデータ公開にかかるセミナー等が実施された。

PRTR データは行政・市民による活用がなされて初めて有用なツールとなる。具体的には事業所毎の化学物質排出量が公開されると、突出した値が顕在化した場合、排出した特定の事業所に対して社会的圧力がかかり、当該事業所の自主的な削減努力が見込めるほか、化学物質が漏出した際には速やかな発生源の特定に繋がり、行政による早期の対応が可能となるなどである。しかしタイ側にはこれらの活用に係るキャパシティが十分でないことから、2016 年 8 月、工業省（MOI）工場局（DIW）より技術協力プロジェクトの要請が出され、翌年 3 月に日本政府により採択された経緯があ

る。一方、タイ国内では PRTR の制度化に係る自助努力がなされており<sup>1</sup>、引き続き協力の必要性及び妥当性は認められるものの、技術協力プロジェクトによる大きな投入よりもむしろ迅速かつ効率的な活動実施のため、個別案件（専門家）にスキームを変更することが妥当であるとの判断がなされ、右の方針にタイ政府も合意した。なお、複数の専門家を組み合わせて派遣する本技術協力個別案件（専門家）の名称は「PRTR 制度と市民参加によるエコインダストリアルタウン<sup>2</sup>新規汚染管理モデル構築」であり、以降、「本協力」と呼称する。

## 7. 業務の内容

本協力は、タイ国政府のエコインダストリアルタウン構想と連携しつつ、PRTR 制度を用いた汚染管理モデルのパイロットを実施することが目的である。具体的には、市民の手による工場の監査と科学的根拠に基づく環境モニタリングが行われることで、工業セクターと市民の調和のとれた共生に寄与することが期待される。

本業務従事者は、DIW、PCD、工業団地公社（IEAT）をカウンターパート（C/P）機関とし、2019 年 1 月に既に派遣されている、本協力に係るもう一名の専門家（以下、「別業務従事者」という。）と協議・調整しつつ、担当業務に係る PRTR 制度を活用した市民参加による汚染管理システムの構築のために必要な以下の業務を行う。なお、本業務従事者は主に PCD を C/P とし、別業務従事者は主に DIW と IEAT を担当するが、全 C/P への技術移転の方針や状況、進捗の把握、協議といった本協力の全体監理の必要性に鑑み、別業務従事者がこの取りまとめを行う。また別業務従事者は 2019 年 1 月に第一回現地業務を開始しており、2021 年 1 月までに合計 12 回の渡航を行う予定である。同専門家の担当業務は下表の「別業務従事者」の列に示す部分である。

本業務従事者の具体的な担当事項は次のとおり。

### （1）第 1 次国内準備期間（2019 年 5 月中旬）

適宜別業務従事者と連絡を取りつつ（連絡先は契約後に通知）、関連報告書等の資料・情報・データを収集・分析の上、担当業務に関し第 1 次現地業務で収集すべき追加情報を検討し取りまとめ、同業務の活動計画を立て、「8. 報告書等」に規定されるワークプランを提出する。

### （2）第 1 次現地業務期間（2019 年 5 月中下旬）

① JICA タイ事務所等との打合せに参加する。

② 第 1 次国内準備期間での検討を踏まえて、担当業務に係る情報・資料を追加収集

<sup>1</sup> 環境基本法が改訂され、汚染管理委員会の下に PRTR 委員会が正式に位置付けられることで同委員会が国内の PRTR 制度化を推し進めることになった。なお、PRTR 委員会は DIW と PCD の局長が共同議長を務め、工業団地公社（IEAT）や厚生省保健局など関係機関が委員となっている。その他、タイ側は PRTR 制度のパイロット活動をサムットプラカーン県、及びチョンブリ県に拡大しており、まもなく情報公開がなされる予定である。

<sup>2</sup> 「エコインダストリアルタウン」構想は、タイの経済・社会・環境の各観点から、バランスのとれた持続可能な成長を目指すために掲げられたもので、2011 年 11 月の閣議決定において MOI が責任機関に任命された後、2013 年 3 月の閣議決定では MOI が内務省及び MONRE と協力・連携し、計画策定に向けた検討機能を担うことになった。同構想について詳しくは、配布資料（Eco Industrial Town Summary 2016）を参照のこと。

する。具体的に想定される活動内容は以下のとおり。

- 1) タイ国内における PRTR 制度普及の進捗状況の確認
- 2) C/P 機関の人員配置状況の確認
- 3) C/P 機関の PRTR 制度実施に係る予算配分状況の確認（特に DIW では 1 月より国連工業開発機関（UNIDO）の resource efficiency に係る資金を獲得してプロジェクトを開始するとの情報があり、本協力との関係を整理する。）
- 4) その他、下表に示す活動

③上記の活動は先行して派遣されている別業務従事者が実施しているため、適宜情報共有を受けること。なお第 1 回現地業務の日程は別業務従事者と重なることが望ましい。

（3）第 1 次国内整理期間（2019 年 6 月上旬）

第 1 次現地業務結果及び今後の活動予定について整理するとともに、JICA 地球環境部に報告する。

（4）第 2～8 次国内/現地業務（2019 年 6 月～2020 年 12 月）

下表の活動内容（本業務従事者の列）に基づき業務を実施する。現地活動前後には、JICA 地球環境部/タイ事務所へメールベースで現地活動の計画/成果を報告すること。なお、「8. 報告書等」に規定されるとおり業務進捗報告書（第一号・第二号）を提出すること。また最後の現地業務実施時には、活動の成果につき英語で C/P にプレゼンする。

本協力の概要	C/P	別業務従事者	本業務従事者
<u>実施目的</u> PRTR 制度を用いた「情報公開－市民参加－自発的管理」を基にする新規汚染管理モデルのパイロット試行			
<u>期待される成果</u> 1. パイロットエリアにおいて、情報公開されたデータを利用し、市民が工業団地の活動を監査するプログラムが開発される 2. PRTR 制度によって情報公開された化学物質データが活用される 3. リスクコミュニケーション及び市民参加メカニズムに携わる市民/地方行政官の能力が強化される 4. 教訓・経験の周辺国展開が検討される			
<u>成果 1 の概要</u> 活動の実施主体は DIW と IEAT である。タイ政府は経済の持続可能な成長を目指し「エコインダストリアルタウン構想」を掲げており、マスタープランを策定している。成果 1 では、同構想と親和性の高い PRTR 制度を活用し、市民による工業団地の監査プログラムを実施する。なお、パイロットエリアは PRTR データが収集されているマプタプット工業団地を主に想定す			

るがC/Pとの協議を通じて決定する。			
活動 1-1 エコインダストリアルタウンの実績指標のレビュー及び、PRTR 制度の同指標への統合について助言・協力する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	×
活動 1-2 市民が工業団地の活動を監査するプログラムを設計する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	×
活動 1-3 市民を対象とした環境監査人材育成のための研修を設計する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	×
活動 1-4 パイロットエリアにおいて研修プログラムを実施する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	×
活動 1-5 パイロットエリアにおいて市民が工業団地の活動を監査するプログラムを実施する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	×
成果 2 の概要 活動の実施主体は全ての C/P である。成果 2 では PRTR データの活用に係る能力強化を実施する。特に活動 2-3 では機器を調達し、市民の手による環境モニタリングを行うことが想定される。			
活動 2-1 汚染物質の輸送モデリング及びリスクアセスメントに関する技術指導をカウンターパート機関に対し実施する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	○
活動 2-2 PRTR データを利用し化学物質排出量を削減した事例・工業セクター向け排出量削減ガイドラインの整備に協力する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	○
活動 2-3 VOC/臭気を対象とした市民参加型環境モニタリングの試行等、PRTR データを活用した環境モニタリングのあり方について整理し、助言する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	○
活動 2-4 運輸、農業、建設/塗装、病院等を含む関係機関の能力開発のためのワークショップ等の開催に協力する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	○
成果 3 の概要 活動の実施主体は全ての C/P である。主な活動は既存の PRTR データの情報公開システム ( <a href="http://prtr.pcd.go.th/">http://prtr.pcd.go.th/</a> ) の改良であり、データアクセスの改善や、可視化などが想定される。			
活動 3-1 既存の PRTR データの情報公開システムを改良し、市民の意識向上のための機能を付与する	DIW/IEAT	○	×
	PCD	×	○
活動 3-2 化学物質アドバイザー/エキスパート及びファシリテーターの登録制度の確立に協力する	DIW/IEAT	△	×
	PCD	×	△
活動 3-3 県の天然資源・環境、工業、公衆衛生、教育事務所、並びに地方自治体など各種地方機関に対するキャパシティ・アセスメントの実施に協力する	DIW/IEAT	△	×
	PCD	×	△
活動 3-4 パイロットエリアに指定された地方機関のり	DIW/IEAT	△	×

スクコミュニケーションに関する研修プログラムの開発に協力する	PCD	×	△
<b>成果4の概要</b> 活動の実施主体は全てのC/Pであるが、相対的に優先度が低く、プロポーザルで実施可能性を提案いただきたい。			
<b>活動4-1</b> PRTR制度を途上国に紹介するため、以前の協力から抽出された有用な知見の分析を検討する	DIW/IEAT	△	×
	PCD	×	△
<b>活動4-2</b> 情報センター設置のための知見の編さんを検討する	DIW/IEAT	△	×
	PCD	×	△
<b>活動4-3</b> 周辺国から参加者を招待し、普及セミナー/ワークショップをタイ国内で開催することを検討する	DIW/IEAT	△	×
	PCD	×	△

(※) 表のうち右側の列(「本業務従事者」及び「別業務従事者」)に示す記号は、本協力における各業務従事者の寄与度合を示す。(○:主担当, △:本業務の活動としては実施しないものの、案件採択時に先方から要請が出てきているものであり、現地活動中に先方から強い要請があった場合、業務追加の契約変更の可能性につき JICA 地球環境部と相談するもの。、 ×:非担当)

(5) 最終国内整理期間(2020年12月)  
 専門家業務完了報告書(英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。いずれも提出先は JICA 地球環境部とする。

### (1) 業務ワークプラン

業務開始直後、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成する。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文2部・電子データ

### (2) 現地業務進捗報告書(第一号・第二号)

それぞれ2020年1月頃、同7月頃に別業務従事者と連名で提出する。提出部数は以下のとおり。

英文2部・電子データ

### (3) 専門家業務完了報告書

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書(和文)を作成し、2020年12月下旬までに別業務従事者と連名で JICA 地球環境部に3部提出する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイド

ライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませぬ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA タイ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です。）なお、この在外事業強化費の額は一年度あたり約1,000万円を想定しております。ただし、タイ事務所の「現地調達に係る内規」に基づき、単価が50万円を超える機材、又は一回の調達総額が100万円を超える場合、並びに80万円を超える借料については、臨時会計役の委嘱内容に含めず、事務所調達とします。

在外事業強化費は所定の様式に基づき、四半期ごとにタイ事務所に対して支給にかかる申請を行います。事務所の承認後、資金が案件の公金口座に送金されるが、このときに臨時会計役の委嘱状が送付されます。

- ・ 消耗品費（携帯電話購入等）
- ・ 傭人費（アシスタント・ローカルコンサルタント等）
- ・ 旅費・交通費（視察、ワークショップ参加等）
- ・ 通信・運搬費（携帯電話通信費等）
- ・ 資料作成費（作成資料印刷費等）
- ・ 賃料・借料（各種ミーティング、ワークショップ、研修等開催費等）
- ・ 雑費（翻訳代、監査プログラム実施に係る費用など）

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 業務日程

目安としては別添のとおり。ただし現地・国内業務期間の設定は、指定された渡航回数及び総 M/M の範囲（国内 0.50M/M、現地 3.73M/M、合計 4.23M/M）で提案可能です。プロポーザルで提案してください。なお、現地では例年タイ正月（ソンクラーン）の期間（4月13-15日）前後は国民の活動が一般的に停滞気味になることに注意してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は、以下のとおりです。

ア) 汚染管理システム／PRTR データ活用 1（別業務従事者）

別業務従事者は、DIW 及び IEAT を主な C/P とし、住民による工業団地の監査プログラムの設計、研修の実施、監査プログラムのパイロット実施、環境モニタリングに関する支援を行う。これに加え、別業務従事者（PRTR データ活用 2）と協力し、PRTR データの活用及びリスクコミュニケーションを通じた能力開発に係る活動を実施する。なお別業務従事者は、本業務従事者との渡航の

調整や技術移転に係る協議など、本協力における取りまとめ業務を行う。

イ) PRTR データ活用 2 (本業務従事者)

本業務従事者は PCD を主な C/P とし、PRTR データの活用及びリスクコミュニケーションを通じた能力開発に係る活動を実施する。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎予約

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、必要に応じスケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

PCD における執務スペース

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料はリンク先からダウンロード可能です。

- タイ国環境基準・排出基準設定支援プロジェクト(揮発性有機化合物:VOCs)
  - 実施協議調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000168088>)
  - 中間評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000173866>)
  - 事業完了報告書・英文 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000246451>)
  - 終了時評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000245341>)
- 環境研究能力向上プロジェクト
  - 実施協議調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000167253>)
  - 中間評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000245340>)
  - 終了時評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000248103>)
- タイ国環境汚染物質排出移動量登録制度(PRTR 制度)構築支援プロジェクト
  - 詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000251836>)
  - 事業完了報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000027965>)
  - 終了時評価報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000025418>)

②本協力に係るその他の参考を JICA 地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (Kanazuka.Takumi@jica.go.jp) にて配布しますので必要な場合はご連絡ください。

・要請書：ただし「6. 業務の背景」にも示したとおり、本協力はもともと技術協力プロジェクトとして要請が出てきたところ、個別案件(専門家)にスキームを変更しているため、必ずしも本協力の活動内容は要請書のものと一致しません。

・Eco Industrial Town Summary 2016 (タイ側C/P作成資料)

・別業務従事者作成のワークプラン(簡易版)(プロポーザル作成後破棄のこ



と。本案件受注者には履行開始時に必要な資料を配布します。）

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ プロポーザルの作成にあたって、別業務従事者から助言/情報提供を受けることは認めません。

以上

別添：タイ「PRTR 制度と市民参加によるエコインダストリアルタウン新規汚染管理モデル構築（PRTR データ活用）」業務の現地活動スケジュール（目安）

渡航回	現地業務の時期と期間、 M/M（日数÷30）	活動内容
1	2019 年 5 月中下旬、14 日間（0.47M/M）	公示本文の 7. 業務の内容（2）に基づく活動。
2	7 月、14 日間 （0.47M/M）	公示本文の 7. 業務の内容（4）に基づく活動。（想定：活動 2-1, 2-2, 3-1）
3	9 月、14 日間（0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1）
4	11 月、14 日間（0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1）
5	2020 年 2 月、14 日間 （0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1）
6	5 月、14 日間（0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1）
7	8 月、14 日間 （0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1）
8	12 月、14 日間（0.47M/M）	同上（想定：活動 2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 3-1, C/P への活動成果共有プレゼン）
計	112 日間（3.73M/M）	